

生徒心得

校則の見直しについては、在校生にアンケートをとって広く意見を取り入れ、校則見直し委員会（風紀委員、生徒会役員）で意見の集約や精選を行いました。また過去の先輩方が就職した企業約90社から校則に関するご意見を頂き、校則見直しの参考にしました。さらには、本校職員同士で協議する場を設けたり、PTA役員の方々からもご意見を頂いたりするなどの過程を経て作成しました。

「民法の一部を改正する法律」が令和4年4月1日から施行され、成年年齢が18歳に引き下げられたことにより、従来表記の「保護者」から「保護者等」という表記に変更しています。しかし、校則においては、在校生が成年年齢に達していたとしても、各種手続き等は、従来の「保護者」として取り扱います。

(1) 登校時刻

- 午前8時35分のチャイムまでに必ず着席しておくこと。
※ただし、午前8時30分には着席し朝読または朝学の準備をすることが望ましい。

(2) 下校時刻

- 4月～10月 部活動午後7時終了 午後7時30分完全下校。
- 11月～3月 部活動午後6時30分終了 午後7時完全下校。

(3) 欠席・遅刻・早退・事故等の連絡

- 午前7時～午前8時20分に保護者等がGoogle フォームを利用して連絡。
(学校TEL 0985-22-4115)

(4) 外出・夜間外出

- 宮崎県条例においては、深夜とは午後11時～翌日の午前4時までを指しているが、本校においては安全上または防犯上の観点から午後9時30分以降の夜間外出を控えることとしている。(ただし保護者等同伴を除く。)

(5) 外泊

- 外泊は原則として禁止とする。

(6) 登下校の送迎

- 車で送迎をする場合は、校内への乗り入れを禁止する。駐車場所については、学校が指示する場所、または、安全かつ他の車や歩行者の通行の妨げとならないような場所で停車すること。

(7) 制服

- 学校指定のものを正しく着用する。(シャツ出しをせず冬服の上着はホックを外さない。ズボンはベルトを着用して履くこと。スカートはウエストベルトを折り曲げず、スカート丈は膝が隠れる程度の長さにする。冬服のブレザーのボタンを外さない。)
- 季節にあった身だしなみを整えることが望ましい。また以下の式典時または学校が指示した式典時は必ず上着を着用すること。
1学期・・・入学式、始業式
2学期・・・終業式
3学期・・・始業式、出港式、同窓会入会式、卒業式、帰港式、終業式
- ズボン及びスカートの丈の補正が必要な場合は、制服販売店にて補正をしてもらうこと。

- ワイシャツ及びブラウスの下に着用するＴシャツ等は目立たない色（単色）とする。
- セーター・ベスト・・・学校指定のものを着用する。
- ソックス・・・白・黒・紺色とし、長さはくるぶしが隠れる長さとする。
- ストッキング・タイツ・・・黒またはベージュ等の単色とする。
- マフラー・ネックウォーマー等の防寒具・・・登下校時のみ防寒対策として安全面に考慮したもの（自転車運転の妨げにならないもの）の着用を認める。冬服の上着を着用してもなお寒い場合は上着の上に防寒着（ジャンパー、ウインドブレーカー等）の着用を認める。ただし教室内では着用しないこと。
- 通学靴・・・黒色のローファーまたはスニーカーとする。また必要に応じてレインブーツを着用してもよい。
- ベルト・・・ベルトは学校指定の形で紺色のものとする。
- 真夏日や猛暑日が予想される５～１０月は、生徒の体調面や衛生面を考慮するため、登下校時に学校が指示するポロシャツでの登校を認める。ただし、登校後は、汗を拭き制服に着替えて授業を受けること。

(8) 頭髪

- 清潔感のある自然な髪型とする。パーマや染色、脱色など故意に髪に手を加えて不自然な髪にしないこと。また後ろ髪が肩より長い場合は、ゴムで結ぶこと。エクステ等の装飾をしないこと。前髪は目にかからないようにとするが実験・実習等に支障をきたさないよう、また面接等で良い印象を得られるよう各自整えること。

実験・実習等で支障をきたす例：視界が遮られて危険である。また不衛生である。

面接で良い印象が得られない例：目が見えづらく表情が分かりにくい。

(9) 自転車通学

- 自転車通学を希望する生徒に対しては、自宅または駅やバス停からの自転車通学を許可する。
- 通学用自転車についてはシティサイクルタイプ（かご付き）を推奨する。なお、許可された場合は防犯等の理由から学校指定のステッカーをつけること。
- 二重ロックできるようにワイヤー錠を備えること。
- 交通反則通告制度導入に伴い、一層交通ルール・マナーを遵守すること。特に、自転車事故を防止するため携帯電話の使用等、信号無視、通行区分違反、イヤホン・スマホの使用、一時不停止、無灯火、二人乗り、並進、遮断踏切立ち入りをしないこととし、違反があった場合には違反回数に応じて期間を定め奉仕活動を行う。
- 雨天時はカッパを着用すること。
- 自転車通学生が何らかの理由で傘を持参する場合は、安全上の理由から通学用バッグに収納できる折りたたみ傘を使用すること。
- 自転車損害賠償責任保険等に必ず加入すること。
- 「宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき自転車ヘルメット着用を推進する。

(10) その他

- 学生証は、本校の生徒であることを証明する身分証明書として、大切に扱うとともに常に携行すること。万が一、紛失した場合は速やかに生徒支援部に届け出て、【学生証再交付願】を提出し再交付を受けること。
- 遊具類・菓子類・化粧品等、学習に必要なものを持ってこない。
- 化粧(アイプチ含む)、リップクリーム(色つき)・マニキュア、眉そりをしないこと。
- ネックレス・指輪・ピアス・ミサガ等の装身具を身に付けないこと。また感染症の危険性があるため刺青やピアス穴を開けたりしないこと。
- 登下校時は原則として制服着用とする。ただし、土日・休業中の部活動の登下校時については、部活動着等着用を認める。その際、個人情報(氏名等)が特定されないよう工夫し十分注意すること。
- 異装の場合(突発的な降雨により制服が濡れた場合を含む)は担任に届け出て、生徒支援部に連絡すること。
- 身だしなみの違反がある場合は、その都度保護者等と連携し指導・支援を行う。
- 入学時と明らかに異なる身だしなみ(パーマ、髪の色や脱色(ヘアアイロンやドライヤーによる加熱での変色を含む))があった場合は、入学時の身だしなみに戻すようその都度保護者等と連携し、指導・支援を行う。ピアスについては、保護者召還を行い、経過観察とする。また日頃の観察の中で改善されていない場合も、保護者召還を行い指導・支援を行う。
- 問題行動(社会的ルール違反、校則違反等)については特別指導・支援を行う。
- 特別指導・支援以上の処置に該当する行為の例
 - ①シンナー・薬物使用、乱用、所持 ②金品強要・恐喝 ③教師に対する暴言・暴力行為 ④道路交通法違反 ⑤暴力やいじめ等 ⑥不健全性的行為 ⑦窃盗・万引き ⑧器物損壊 ⑨飲酒(同席・所持を含む)※ノンアルコールビールについても、飲酒と同等の取り扱いとする。⑩喫煙(同席・喫煙具所持を含む)※加熱式タバコ及び電子タバコについても、紙タバコと同等の取り扱いとする。⑪公然わいせつ ⑫不健全娯楽店への入店(パチンコ・麻雀等) ⑬無断免許取得 ⑭悪質な授業妨害 ⑮喧嘩 ⑯家出、深夜徘徊 ⑰無断アルバイト ⑱カンニング等不正行為 ⑲SNS等での誹謗中傷 ⑳指導拒否 ㉑問題行動の再発 ㉒重度な反社会的迷惑行為 等